JAPAN TEACHERS' UNION ―教え子を再び戦場に送るな―

JTU ほっきゅう NO.26

2023. 10. 6 北九州市教職員組合にゅうす

第２期教研集会、開催される！no.2

～埼玉超勤訴訟を起こした「田中まさお」さんと一緒に考える私たち教職員の働き方～

NO.25からの続きです。第2期教研集会（第 1 回教職員セミナー）全体会での田中まさおさんの講演を参加者の感想を交えながら報告します。

～田中まさおさんの講演に学ぶ～

“裁判には敗れたが・・・”

裁判は当初手探りで、書類の交換だけで終わってしまう。そこから意見陳述と報告会を行うようにした。誠実に主張をしていると、弁護士や学者が仲間として集まってきた。証人喚問での学校長は職場とは別人のような自信のない人であった。

判決は敗訴したが成果があり、多くの問題点を明らかにすることができた。（例えば判決文章には「原告の正規の勤務時間の中でも学校長の指揮命令下にあるとは限らない」というわけのわからない判決もそのひとつである。）教員の時間外勤務は、何時間働いたとしても、自主的勤務とされてしまうのが現状である。

判決を受けて実際に現場で実践したのは、訴訟の結果を知ってもらうことである。（授業準備は5分。教材研究は自己研鑽であり、学校長の義務付けがなければ労働時間にならない。保護者面談は労働ではない。等）職場の仲間に病休が出たことに対して話し合いを提案したが善処がなかった。そこで市役所の公平委員会（北九州市の場合は人事委員会）に要望をした。当時の校長は異動したが新校長になり善処された。（つづく）

●第２次訴訟のこれからの話もとても興味があります。私自身部活動で成長もありましたが、「勤務ではない」と知った２０代の時、とても大きなショックを受けました。何が仕事で何が仕事でないのか、知りたいと思ったきっかけでもあります。組合に入ったのもそうです。田中まさおさん以外でも、元教師の方、様々な問題を取りあげている方がいらっしゃるので、今後もこういった会をしていただきたいと思います。（中学校 30 代）

●田中まさおさんの思いや裁判の詳細など知ることができてよかったです。また基本的な法や憲法のことなど自分の知らなかった点やこれから先どんな改革が行われるのがよいかなど立ち止まって考える機会となりました。自発的勤務という概念によってダブルスタンダードが生まれているという話、なるほどと思いました。（小 30 代）

●世間一般がやっと教員に残業代が出ないことを周知する時代となりました。その契機を投じて頂いた田中まさおさんの行動力に深く感銘を受けました。少しの変化を学校にもたらすことが大きな変化につながる・・・何かしら自分にも動くことの出来るものがあるのではないか…大きく胸を打つものが与えられました。
教育を再生する力の一翼ではなく主翼は教員の心身の再生だと感じます。そこに向き合える志をもっていきたいと思います。（特支 40 代）

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！

///JTU 北九州市教職員組合 〒802－0072 小倉北区東篠崎３丁目4－1

E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL（093）953－0381